

NO.97 年金受給者だよりに関するQ&A

令和4年1月

地方職員共済組合

目 次

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。…………… 1

問2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。…………… 1

(2) 源泉徴収票の表示額について

問3 令和3年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。
…………… 2

問4 源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。…………… 5

問5 実際の1年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。…………… 5

問6 令和2年分から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が不要と聞いたので提出しなかったのですが、令和2年2月の支払から年金の支給額が減ったのはなぜですか（扶養親族がいる受給者の方）。…………… 5

(3) 源泉徴収票の記載項目について

問7 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。…………… 6

問8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。 6

問9 源泉控除対象配偶者の有無等欄および源泉控除対象配偶者欄が空欄になっています。扶養親族等申告書には配偶者のマイナンバーを記載して提出したはずですが、なぜでしょうか。…………… 6

問10 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。…………… 7

(4) その他について

問11 10月に「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。…………… 7

問12 10月に「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。…… 7

問13 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。…………… 8

(更問) 公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の人は確定申告が不要であるにもかかわらず、所得税が源泉徴収されているのはなぜですか。…………… 8

2 令和 4 年 4 月からの年金制度改正について

問 14 現在 63 歳で、賃金が 25 万円、老齢厚生年金の月額が 15 万円のため、在職老齢年金の仕組みにより年金が一部支給停止され、月 9 万円しか年金を受け取ることができません。4 月からはどうなりますか。…………… 8

問 15 65 歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年 1 回、改定されるとありますが、具体的にどう変わりますか。…………… 9

問 16 現在、加給年金額の対象となっている私の配偶者は、20 年以上加入した老齢厚生年金の受給権がありますが、在職中で、老齢厚生年金が全額支給停止されているため、加給年金額は支給されています。令和 4 年 4 月からの制度改正によって、加給年金額は停止されるのですか。…………… 9

3 令和 4 年 4 月以降に 70 歳になる方の繰下げ支給について

問 17 本来支給の老齢厚生年金を繰下げ待機しており、間もなく 70 歳になります。令和 4 年から最高 75 歳まで繰下げができるようになるとのことですが、増額される年金額はどうなりますか。…………… 10

問 18 70 歳以降に請求する場合の 5 年前時点での繰下げ制度が新設されるとのことですが、どのように変わるのですか。…………… 10

4 在職支給停止について

問 19 再就職先から令和 3 年 12 月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。…………… 10

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢給付については、源泉徴収票は発行されません。

また、障害・遺族給付については、非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。

問2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再交付は可能ですか。

答

再交付いたしますので、本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）までお電話またはお手紙で請求してください。電話での再交付の手続きは1月20日から3月8日までの間とさせていただきます。なお、お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」又は「基礎年金番号」の分かるものをご用意ください。

上記の期間以外にあっては、請求書のご提出が必要となります。当共済組合のホームページにあります年金関係書類ダウンロードのページから申請書を印刷し、必要事項を記入のうえ、当共済組合の給付課まで提出してください。

(2) 源泉徴収票の表示額について

問3 令和3年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。

答

以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \\ & (\text{年金支給額} - \text{控除額}) \times \text{所得税率}(5\%) \times \text{復興特別所得税分}(102.1\%) \end{aligned}$$

(参考)

事例：65歳以上で退職共済年金（もしくは老齢厚生年金及び経過的職域加算額）を受給している方で、普通障害に該当する源泉控除対象配偶者がいる場合

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ \text{各支給期の年金支給額} - [\text{控除額}(\text{※1}) - (47,500 \text{円} \\ & \quad (\text{※2}) \times \text{支給月数})] \} \times 5\% \times 102.1\% \end{aligned}$$

$$\text{※1 控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

$$\text{※2 47,500円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額} \\ (\text{所得税法施行令第319条の6第1項})$$

[控除額の計算]

各支給期の年金支給額（2ヶ月分）283,414円とした場合

$$\text{基礎的控除額} = 283,414 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,427 \text{円}$$

ただし、135,000円未満のため135,000円

$$\text{人的控除額} = 32,500 \text{円} (\text{源泉控除対象配偶者}) + 22,500 \text{円} (\text{本人} \\ \text{以外が普通障害に該当})$$

$$= 55,000 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (135,000 \text{円} + 55,000 \text{円}) \times 2 \text{月} = 380,000 \text{円}$$

[源泉徴収税額の計算]

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ 283,414 \text{円} - [380,000 \text{円} - (47,500 \text{円} \times 2 \text{月})] \} \\ & \times 5\% \times 102.1\% = \underline{\underline{\blacktriangle 81 \text{円} (\text{マイナスのため} 0 \text{円})}} \end{aligned}$$

(参考) 基礎的控除額および人的控除額

○ 基礎的控除額

受給者の年齢	控除額
65歳未満	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)
65歳以上	年金支給額の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)

○ 人的控除額

区分	内容		控除額
本人	障害者	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦等	寡婦	22,500円
		ひとり親	30,000円
本人以外	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者 (70歳以上で所得見積額が 48万円以下の方)	40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	52,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
	障害者(※) (1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者(同居)	62,500円
		特別障害者(別居)	35,000円

※ 平成23年度から16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

(参考)

○ 源泉控除対象配偶者、扶養親族等の範囲(令和3年分)

① 源泉控除対象配偶者	<p>受給者（令和3年中の所得の見積額が900万円以下の方に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の方 (注) 主な所得の計算方法は、次のとおりです。 ア 公的年金等の場合……収入金額-公的年金等控除額（*） * 公的年金等控除額は、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。（例 65歳未満で年金額が130万円の場合は60万円、65歳以上で年金額が330万円未満の場合は110万円） イ 給与の場合……収入金額-給与所得控除額（*） * 給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて異なります。（例 給与収入が180万円以下の場合は給与収入×40%の金額（ただし、計算の結果、55万円に満たない場合は、55万円））</p>
② 老人控除対象配偶者	①の源泉控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方（昭和27年1月1日以前に生まれた方）で、令和3年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①源泉控除対象配偶者欄の(注)と同じです。)
③ 扶養親族	受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和3年中の所得の見積額が48万円以下の方（収入基準は、①の源泉控除対象配偶者欄の(注)と同じです。)
④ 控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上の方（平成18年1月1日以前に生まれた方）
⑤ 特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の方（平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた方）
⑥ 老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の方（昭和27年1月1日以前に生まれた方）
⑦ 障害者	<p>受給者本人又は受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和3年中の所得の見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除きます。）や扶養親族で、次のいずれかに該当する方 ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方……これにあたる方は、すべて特別障害者になります。 イ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方……このうち、重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者になります。中度、軽度と判定された方は、普通障害者になります。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方……このうち、障害等級が1級の方は、特別障害者になります。それ以外の方は、普通障害者になります。 エ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方……このうち、障害の程度が1級又は2級の方は、特別障害者になります。3級から6級までの方は、普通障害者になります。 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方は、特別障害者になります。これ以外の方は、普通障害者になります。 カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。 キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。 ク 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和32年1月1日以前に生まれた方）で、町村長や福祉事務所長からア、イ又はエに準ずる障害があると認定されている方……このうち、ア、イ又はエの特別障害者と同程度の障害がある方は、特別障害者になります。</p>
⑧ 同居特別障害者	⑦の障害者のうち特別障害者に該当する方で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方
⑨ 寡婦控除	<p>受給者本人（令和3年中の所得の見積額が500万円以下）で、次に掲げる方 ア 次のいずれかに該当する方で、扶養親族（子以外）がある方 (ア) 夫と死別した後、婚姻していない方 (イ) 夫と離婚した後、婚姻していない方 (ウ) 夫の生死が明らかでない方 イ 上記アに掲げる方のほか、次のいずれかに該当する方 (ア) 夫と死別した後、婚姻していない方 (イ) 夫の生死が明らかでない方</p>
⑩ ひとり親控除	<p>受給者本人（令和3年中の所得の見積額が500万円以下）が次のいずれかに該当する方で、扶養親族の子または生計を一にする子（令和3年中の所得の見積額が48万円を超える子は除きます。）がある方 ア 配偶者と死別した後、婚姻していない方 イ 配偶者と離婚した後、婚姻していない方 ウ 配偶者の生死が明らかでない方 エ 婚姻歴のない方</p>

(注1) 「令和3年中の年間所得」の「見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。

(注2) 控除対象となる配偶者または控除対象扶養親族が年の途中で亡くなられた場合でも、その年は所得控除が受けられます。

(注3) 年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、その年の確定申告で所得税を精算してください。

問4 源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。

答

源泉徴収税額が増額する理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和2年分と比べ、扶養親族等申告書により申告した扶養者数が減ったことから、源泉徴収税額算定のうえで人的控除額が変更となったため
- 2 令和2年分と比べ、年金額が増額したため

問5 実際の1年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和2年以前に支給されるはずの年金が、令和3年中に支給された場合
- 2 令和2年以前の年金支給額に対応する過払金を令和3年中に年金控除等により返還した場合
- 3 源泉徴収票の支払金額は、税引き後の額（保険料控除後の額）と勘違いしている場合

上記1、2の場合は、対応する年ごとに支払金額を計算して源泉徴収票を発行することとされています。

このため、令和3年にこのようなケースに該当した方は、令和3年中に実際にお支払いした年金支給額と源泉徴収票に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記に該当された方には、令和2年以前分の源泉徴収票を別途送付しておりますので、ご確認ください。

問6 令和2年分から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が不要と聞いたので提出しなかったのですが、令和2年2月の支払から年金の支給額が減ったのはなぜですか（扶養親族がいる受給者の方）。

答

税制改正に伴い、令和2年より扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず源泉徴収税額が同額となるため、扶養控除、障害者控除や寡婦（ひとり親）控除を受けない単身者の場合は、扶養親族等申告書の提出が不要となりましたが、扶養控除、障害者控除や寡婦（ひとり親）控除を受ける場合には、扶養親族等申告書の提出が必要となります。あなたの場合は扶養親族等申告書が未提出でいらっしゃるため、源泉徴収税額の算定に扶養控除が含まれず、年金支払通知書に記載のとおり、所得税が増額しました。

(3) 源泉徴収票の記載項目について

問7 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。

答

(1) 令和3年分

令和3年分の源泉徴収票データは、既に税務署に提出済みのため、大変申し訳ございませんが、源泉徴収票を差し替えることは出来ませんので、確定申告の際に、修正したい箇所を最寄りの税務署に説明してください。

(2) 令和4年分

令和4年分の扶養親族等申告書の記載内容を訂正したい場合は、扶養親族等申告書を提出し直していただくこととなります。

本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）までお電話またはお手紙で請求してください。

問8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、平成28年分以降の確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問9 源泉控除対象配偶者の有無等欄および源泉控除対象配偶者欄が空欄になっています。扶養親族等申告書には配偶者のマイナンバーを記載して提出したはずですが、なぜでしょうか。

答

扶養親族等申告書提出時に「変更有」として提出された場合は、裏面のマイナンバーの記載欄だけでなく、表面の源泉控除対象配偶者等の記載欄にも記載が必要でしたが、表面への記載が漏れていたため、配偶者控除が適用されず、源泉控除対象配偶者欄が空欄になったものと思われます。大変申し訳ございませんが、源泉徴収票を差し替えることは出来ませんので、税務署で確定申告を行って還付請求してください。

なお、扶養親族等申告書の提出時に「変更無」として提出された場合は、裏面のマイナンバーの記載欄は反映されませんので、氏名欄は空欄になります。

問 10 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

平成 23 年 10 月から、住民票等の情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）から当組合に住所の変更情報が提供されることとなりましたので、当組合への手続きは原則不要です。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）までご連絡ください。

なお、住所の変更情報は 2 ヶ月ごとに提供されますが、データへの反映には更に時間を要します（具体的には、9 月および 10 月に住所変更された情報は、11 月中旬に提供され、12 月中旬に当組合のデータに反映されることとなります。）。

したがって、当組合からの郵便物を変更前の住所あてに送付することがありますので、郵便局で転送手続きを行っていただくようお願いします。

（４）その他について

問 11 10 月に「令和 4 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。

答

本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）までお問い合わせください。お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

問 12 10 月に「令和 4 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。

答

令和4年分の扶養親族等申告書を提出し直していただくこととなります。本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）までお電話またはお手紙で請求してください。

なお、変更後の申告内容の適用は、令和4年4月支給期以降となります。

問13 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。

答

所得税の確定申告については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(更問) 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の人は確定申告が不要であるにもかかわらず、所得税が源泉徴収されているのはなぜですか。

答

法律上、一定の収入条件の方は確定申告の義務がないことを示しているだけで、確定申告をするしないにかかわらず、退職・老齢給付は課税されます。そのため、所得税は源泉徴収されます。

※年金収入400万円以下であれば、所得税の適用税率は概ね5%（課税所得195万円以下）となり、年金所得の源泉徴収税率5%とほぼ同じであるため、受給者の皆様の負担を軽減するためにご自身で行う確定申告の手続きについては不要とされているだけです。

2 令和4年4月からの年金制度改正について

問14 現在63歳で、賃金が25万円、老齢厚生年金の月額が15万円のため、在職老齢年金の仕組みにより年金が一部支給停止され、月9万円しか年金を受け取ることができません。4月からはどうなりますか。

答

現在は、65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額が28万円であるため、賃金と年金の合計額が28万円を超えて40万円である場合、

【停止額（月額）】 $(25万円 + 15万円 - 28万円) \times 1/2 = 6万円$

【支給額（月額）】 $15万円 - 6万円 = 9万円$

となりますが、令和4年4月以降は、支給停止基準額が47万円となるため、賃金と年金の合計額が40万円の場合、停止がかからなくなり、全額支給となります。

なお、6月に送付する「年金額改定・支給額変更通知書」で停止額の変更をご確認ください。

問 15 65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回、改定されるとありますが、具体的にどう変わりますか。

答

現在は、65歳以上で在職中の老齢厚生年金の受給権者が、組合員資格を喪失した時点（退職時もしくは70歳到達時）において、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定しています。

令和4年度からは、65歳以上の老齢厚生年金の受給者については、在職中であっても毎年1回、10月分から年金額の改定を行うこととなります。

具体的には、毎年9月1日時点で厚生年金保険の被保険者である場合、その前月（8月）までの受給権取得後、または前年の在職定時改定等の改定後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定し、10・11月分を支給する12月支給期に「年金額改定・支給額変更通知書」等を送付します。

問 16 現在、加給年金額の対象となっている私の配偶者は、20年以上加入した老齢厚生年金の受給権がありますが、在職中で、老齢厚生年金が全額支給停止されているため、加給年金額は支給されています。令和4年4月からの制度改正によって、加給年金額は停止されるのですか。

答

令和4年4月からは、加給年金額対象者が20年以上加入の年金の受給権を有する場合、その年金の支給の有無にかかわらず、加給年金額は停止されます。

ただし、経過措置として、令和4年3月31日時点において加給年金額対象者の年金が支給停止されている（加給年金額対象者が雇用保険の基本手当を受給している場合を除く）ことにより、加給年金額が支給されている老齢厚生年金の受給権者については、今回の制度改正による加給年金額の支給停止は行われません。

3 令和4年4月以降に70歳になる方の繰下げ支給について

問 17 本来支給の老齢厚生年金を繰下げ待機しており、間もなく70歳になります。令和4年から最高75歳まで繰下げができるようになるのですが、増額される年金額はどうなりますか。

答

繰下げ増額率は、繰下げ月数×0.7%です。

したがって、昭和27年4月2日以後生まれの方が繰下げ申出を75歳到達月の翌月以降まで遅らせた場合、

繰下げ月数120月×0.7%=84%となります。

問 18 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度が新設されるのですが、どのように変わるのですか。

答

令和5年4月1日以後、70歳以降に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給することになります。

例えば、72歳まで繰下げ待機をしていた方が65歳からの本来受給を選択した場合（請求時点における繰下げ受給を選択しない場合）、現在は、65歳から67歳までの期間は時効消滅となり、その期間の年金が受け取れず、かつ繰下げによる増額もありませんが、令和5年4月からは、67歳まで繰下げ待機し、67歳（請求の5年前）に繰下げ申出があったものとして年金額を計算し支給できるようになるため、2年待機分の16.8%増額した年金を受け取ることができます。

4 在職支給停止について

問 19 再就職先から令和3年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

令和4年2月支給期となります。

在職中の年金の支給停止額は、再就職先の事業主から届出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、令和4年2月支給期の算定時までには、日本年金機構等から共済組合

に提供される令和3年12月に支給された賞与(標準賞与額)の情報が遅れた場合は、令和2年12月に支給された賞与(標準賞与額)を直近1年間の標準賞与額の範囲として、年金の支給停止額を仮算定し、令和4年2月支給期の年金額に、一旦反映させます。その後、令和3年12月に支給された賞与(標準賞与額)が共済組合に情報提供された後、令和4年4月支給期以降に差額分を調整することとなります。